

マクセルホールディングス株式会社  
コーポレートガバナンス・ガイドライン

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本ガイドラインは、マクセルグループ（以下、「当社グループ」という。）の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針を定めるものである。

### 第2条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

当社グループは、株主、投資家、顧客、従業員等すべてのステークホルダーの視点に立った経営施策を実施することにより、中長期的な企業価値の向上を図っていくことを経営の基本方針のひとつとしており、この方針に従い、経営の意思決定及び業務執行の迅速化並びに監視体制の充実を両立させ、コーポレートガバナンスの強化に努める。

## 第2章 コーポレートガバナンス体制

### 第3条（コーポレートガバナンス体制の概要）

当社は、監査等委員会設置会社を選択し、監査等委員である取締役を含む取締役会において、経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行い、取締役会の監査・監督機能を一層強化するとともに、独立した機関である監査等委員会により職務執行状況等の監査を行い、コーポレートガバナンス体制のさらなる充実を図る。

2. 当社は、取締役の指名及び報酬等に関する事項の決定についての取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。
3. 当社は、業務執行に係る迅速な意思決定及び経営の効率化を図るため、執行役員制度を採用する。
4. 当社は、内部統制の運営方針決定と有効性評価を行う機関として「インターナルコントロール委員会」を設置し、実効性ある内部統制の体制を構築する。
5. 当社は、内部監査部門として監査室を設置し、当社グループの業務の適正性及び妥当性について内部監査を実施し、業務遂行の効率性及びコンプライアンスを確保する。

### 第4条（取締役会の役割・責務）

取締役会は、株主共同の利益のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現することにより、当社グループが持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を図ることについて責任を負う。

2. 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性及び透明性を確保するとともに、当社グループが直面する重大なリスクの評価及び対応のための体制整備並びに当社の重要な業務執行の決定等を行う。

## 第5条（取締役会の構成）

取締役会は、経営上の重要な意思決定及び監督機能を効果的に発揮するために、取締役会全体として多様な知見、経験及び専門性等のバランスを考慮した適切な体制を構築する。

2. 当社は、複数の独立社外取締役を選任し、取締役会において独立かつ客観的な立場から意見を表明することにより、経営の監督体制を確保する。

## 第6条（取締役の役割・責務）

取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、その職務の執行について忠実義務及び善管注意義務を負い、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献する。

2. 取締役は、必要に応じて他の取締役や経営陣に対して説明を求める等その職務の執行に十分な情報を収集するとともに、取締役会において互いに積極的に意見を表明し建設的な議論を行う。

## 第7条（監査等委員である取締役及び監査等委員会の役割・責務）

監査等委員である取締役及び監査等委員会は、株主に対する受託者責任を認識し、独立した立場において取締役の職務の執行を監査し、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限を行使することにより、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制を確立する責務を負う。

2. 監査等委員である取締役及び監査等委員会は、業務監査及び会計監査をはじめとする機能を含め、その役割及び責務を十分に果たすために、能動的かつ積極的に権限を行使し、取締役会においてまたは経営陣に対して適切に意見を表明する。
3. 監査等委員である取締役及び監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を確保し、適正な監査を実施することができるようその体制の整備に努める。

## 第8条（独立社外取締役の責務）

独立社外取締役は、経営方針や経営改善について、自らの経験と知見に基づき、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点及び当社の経営から独立した立場での株主共同の利益の観点から意見を表明する。

## 第9条（指名・報酬委員会の役割・責務）

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき取締役の指名及び報酬等に関する事項について検討を行い、取締役会への答申を行うことにより、当該事項に関する客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能の実効性の向上を図る。

2. 指名・報酬委員会の委員の過半数は独立社外取締役とし、議長は独立社外取締役が務める。

## 第10条（取締役の研鑽及び研修）

取締役は、当社グループの事業内容、財政状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。

2. 当社は、就任時及び就任以降も取締役がその役割及び責務を適切に遂行するために必要な情報提供及び研修を継続的に実施する。

#### 第 11 条（取締役会における審議の活性化）

取締役会の議題、審議時間及び開催頻度は、取締役会において必要かつ十分な議論が可能になるよう適切に設定する。

2. 取締役会の議題及び議案に関する資料は、取締役会において充実した議論が可能になるよう取締役会に先立って、社外取締役を含む取締役に配付または配信する。

#### 第 12 条（社外取締役及び監査等委員による社内情報へのアクセス）

社外取締役及び監査等委員会が選定する監査等委員は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、取締役、執行役員及び従業員に対して説明または報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。

#### 第 13 条（取締役会の実効性評価）

取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について毎年自己評価を行い、その結果を取締役に提出する。取締役会は、各取締役の自己評価等に基づき、毎年、取締役会全体の実効性について分析及び評価を行い、その結果の概要を開示する。

#### 第 14 条（取締役の資格）

取締役は、優れた人格及び見識を有するとともに、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する者でなければならない。

2. 監査等委員である取締役は、前項に定める資格に加え、公正かつ客観的な立場から取締役の職務の執行の監査を行い、経営の健全性の向上に貢献できる者でなければならない。
3. 監査等委員である取締役のうち少なくとも 1 名は、財務及び会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。

#### 第 15 条（独立社外取締役の資格）

独立社外取締役は、前条に定める資格に加え、当社の経営から独立した立場で職務を遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から意見を表明することができる豊富な経験や知見を有する者でなければならない。

2. 当社が独立社外取締役の独立性を判断するにあたっては、東京証券取引所の定める独立性判断基準等を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基準とする。

#### 第 16 条（取締役の指名手続）

取締役候補者は、第 13 条の評価結果並びに第 14 条及び第 15 条の要件を踏まえ、指名・報酬委員会による審議・答申を経て取締役会が決定する。なお、監査等委員である取締役候補者については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

#### 第 17 条（取締役の兼任）

取締役は、その役割及び責務を適切に果たすために必要となる時間及び労力を確保するため、当社以外に 4 社を超えて他の上場会社の取締役または監査役を兼任してはならない。

#### 第 18 条（取締役の報酬等）

当社の取締役の報酬等は、優秀な人財を確保できる水準を勘案するとともに、当社グループの連結業績、中長期的な企業価値の向上を強く志向した報酬体系となるよう設計する。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、基本報酬及び業績連動型報酬で構成する。
3. 監査等委員である取締役の報酬等は、基本報酬のみで構成する。
4. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内で、指名・報酬委員会による審議・答申を経て取締役会が決定する。また、監査等委員である各取締役の報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定する。

#### 第 19 条（会計監査人による適正な監査の確保）

当社は、会計監査人が財務報告の信頼性を担保する重要な責務を負っていることを認識し、会計監査人による適正な監査を確保するための体制を整備する。

### 第 3 章 ステークホルダーとの関係

#### 第 1 節 株主との関係

#### 第 20 条（株主の権利・平等性の確保）

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう努める。また、すべての株主をその持分に応じて平等に取り扱う。

#### 第 21 条（株主総会における議決権の尊重）

当社は、株主が株主総会における議決権を適切に行使するための環境の整備に努める。

- (1) 株主との建設的な対話の充実及びそのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会関連の日程の適切な設定を行う。
  - (2) 株主総会招集通知は早期の発送に努め、また発送の日に先立ち、当社ホームページに掲載する等の方法により公表を行う。
  - (3) すべての株主が適切に議決権を行使できるよう議決権行使の環境を整備する。
2. 取締役会は、株主総会において可決に至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合はその原因の分析を行い、株主との対話等の必要な対応を検討する。

## 第 22 条（株主との建設的な対話）

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との対話に関する基本方針を別紙のとおり定め、株主との建設的な対話を促進する。

## 第 23 条（資本政策の基本的な方針）

当社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与えることを踏まえ、資本政策の基本的な方針を次のとおり定める。

株主資本利益率（ROE）を重要な経営指標のひとつとして、株主資本効率及び株主還元等のバランスを考慮しつつ、必要な財務基盤を確保し、中長期的な企業価値の向上をめざす。

2. 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、中長期的な株主資本利益率（ROE）や 1 株当たり純利益等への影響を十分に審議したうえで決議し、株主に対して合理的な説明を行う。

## 第 24 条（政策保有株式に関する方針）

当社は、上場株式の政策保有に関する方針を次のとおり定め、当社が保有する政策保有株式については当該方針に則り取り扱う。

- （1）政策保有株式は、取引関係の維持及び強化による中長期的な企業価値の向上を目的として保有する。
- （2）取締役会において、主要な政策保有株式の保有目的、中長期的な経済合理性及び将来の見通し等について定期的に検証を行い、売却を含めて適宜見直しを実施する。
- （3）政策保有株式の議決権行使に当たっては、当該企業及び当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するか否かを総合的に考慮のうえ、適切に行使用する。

## 第 25 条（買収防衛策）

当社は、買収防衛策は導入しない。

2. 当社株式が公開買付けに付された場合には、取締役会は、公開買付者等に対し、当社グループの企業価値の向上策の説明を求めるとともに、当社グループとして中長期的な企業価値の向上施策を株主に対し表明し、株主が適切に判断できるように十分な情報と時間の確保に努める。

## 第 26 条（関連当事者間の取引の防止）

当社は、当社と取締役その他関連当事者との間で競業取引及び利益相反取引を行う場合には、あらかじめ取締役会での承認を要することとする。

2. 前項の取引について、定期的に取締役会に報告し、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って、開示するものとする。

## 第2節 株主以外のステークホルダーとの関係

### 第27条（株主以外のステークホルダーとの関係）

当社グループは、「和協一致、仕事に魂を打ち込み、社会に奉仕したい」という創業精神に基づき、優れた自主技術及び製品の開発を通じて社会に貢献するとともに、さまざまなステークホルダーの皆様と良好な関係を築き上げるための取り組みを進める。

#### （1）従業員との関係

当社グループは、従業員一人ひとりが良き企業人として生き生きと働けるよう、従業員の人權に配慮し、その個性とモチベーションを大切にしながらグローバルに活躍可能な人財の育成とその活用に取り組む。また、当社グループが果たすべき使命と役割を十分に認識し、真に国際企業として将来にわたり発展を続けて行くことを目的として、「マクセルグループ企業行動基準」を定め、当社グループの全役職員に対し周知及び遵守の徹底を図る。

#### （2）顧客との関係

当社グループでは、安全で高品質な製品及びサービスを提供するとともに、消費者課題への対応を重視し、お客様満足の向上に努める。

#### （3）取引先との関係

当社グループでは、公正な事業慣行を実現するための「資材調達取引行動指針」を運用し、購買取引先との公平で公正な取引に努め、また CSR 活動の実践的な行動の促進を目的とした「マクセルグループ CSR 活動取り組み方針」等に基づき CSR 調達の推進を図る。

#### （4）社会との関係

当社グループでは、CSR 活動の実践的な行動の促進を目的とした「マクセルグループ CSR 活動取り組み方針」に従い、「教育・文化支援」「環境保全・美化」をテーマにステークホルダーの皆様とのコミュニケーションやさまざまな社会貢献活動に積極的に取り組む。

### 第28条（内部通報制度）

当社グループは、コンプライアンスと企業倫理を遵守するために内部通報制度を整備し、問題の早期発見及び不祥事の未然防止または問題の早期改善及び解決等の適切な改善措置を講じるとともに、会社規則に情報提供者の秘匿及び不利益取り扱いの禁止を定め、これを徹底する。

## 第4章 情報開示の充実

### 第29条（適切な情報開示と透明性の確保）

当社は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則を遵守し、適時かつ適切に開示を行う。また、諸法令及び東京証券取引所が定める規則に該当しない場合でも、経営に関する重要または有益な情報を主体的に開示する。

2. 当社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において英語での情報の開示及び提供に努める。

## 附 則

### 第1条（改 廃）

本ガイドラインの改廃は、取締役会の決議によるものとする。

2. 本ガイドラインは、関連する法令の改正、社会情勢や経済環境の変化等も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

### （ 沿 革 ）

制定 2015年10月26日

改正 2016年6月28日

改正 2017年10月1日

＜株主との対話に関する基本方針＞

（株主等との対話者）

IR 部門を設置し、担当役員を配置する。担当役員は、当社における株主等との対話全般について統括し、建設的な対話の実現に努める。株主等との対話は、株主等の希望と面談の主な関心事項も踏まえ、合理的な範囲で、上記の者のほか、各取締役や上記の者から指名された者が行う。

（対話を補助する社内体制）

株主等との建設的な対話に資するよう、社内の IR、企画、財務、経理、法務、営業等の各部門が定期的に協議する等、有機的に連携する体制を構築する。

（対話の手段の充実に係る取り組み）

株主総会や個別面談のほか、株主等の中長期的な視点による関心事項等も踏まえ、説明会等の多様な活動を通じて建設的な対話の充実に努める。

【主な活動内容】

- ① アナリスト・機関投資家を対象とする決算説明会（四半期毎）
- ② アナリスト・機関投資家を対象とした事業紹介・工場見学等のスモールミーティング（年 2 回程度）
- ③ 経営陣及び IR 部門による国内外機関投資家・アナリストとの面談（随時）
- ④ 個人投資家向け説明会（随時）
- ⑤ 決算説明会時のプレゼンテーションや質疑応答、統合報告書、決算短信等の当社ホームページでの情報公開

（社内へのフィードバック）

IR 部門と担当役員は、対話により把握した株主等の意見、関心事や懸念等を経営陣に定期的かつ適時に報告するとともに、適宜社内関連部門にフィードバックし、情報共有する。

（インサイダー情報の管理）

株主等との対話を行うにあたり、インサイダー情報の管理については、役員及び従業員等による重要事実の管理に関する規則を定め、情報管理の徹底に努める。

以 上